

中期目標、中期計画について

1 中期目標（法 25 条）

- ・ 地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標。
- ・ 設立団体である県、酒田市が定める。
- ・ 中期目標の策定及びその変更にあたっては、評価委員会から意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 中期計画（法 26 条）

- ・ 中期目標に基づき、中期目標を達成するために法人が策定し、設立団体である県、酒田市の認可により決定される。
- ・ 県、酒田市の認可にあたっては、評価委員会から意見を聴かななければならない。
- ・ 県、酒田市は、中期計画の内容の達成が事実上不適当となったと認める場合には、中期計画の変更を命ずることができる。

3 中期目標及び中期計画に盛り込むべき事項（法定事項）

中 期 目 標	中 期 計 画
中期目標の期間	—
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
財務内容の改善に関する事項	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
—	短期借入金の限度額
—	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
—	剰余金の使途
その他業務運営に関する重要事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項